



広報  
みぶ

# おしらせ版

平成 26 年 12 / 23

No.777

発行 栃木県壬生町役場  
総合政策課 ☎81-1814 fax 82-8262  
<http://www.town.mibu.tochigi.jp>

## 夜間・休日の診療にご利用ください

◆壬生町休日当番医 9:00~17:00

1月4日 はしもとクリニック 駅東町 ☎21-7300  
1月11日 松本内科医院 栄町 ☎82-2002  
1月12日 佐藤医院 安塚1 ☎86-0123  
1月18日 小倉医院 上通町 ☎82-0057  
1月25日 島田医院 安塚2 ☎86-0011

※所在地につきましては、電話等でご確認ください。

◆栃木地区急患センター（下都賀郡市医師会病院隣）

休日 9:00~21:00

平日の夜間診療 19:00~22:00

※栃木地区急患センター 栃木市境町27-15 ☎22-8699

◆休日夜間救急当番医 21:00~翌日9:00

1月4日 とちの木病院 栃木市 ☎22-7722  
1月11日 とちの木病院 栃木市 ☎22-7722  
1月12日 獨協医科大学病院 壬生町 ☎87-2199  
1月18日 下都賀総合病院 栃木市 ☎22-2551  
1月25日 下都賀総合病院 栃木市 ☎22-2551

☎ 受診する際は、事前に電話確認をしてお出かけください。

## 年末・年始のごみ収集及び し尿くみ取りについて



年末・年始のごみ収集、し尿のくみ取りは、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

◆年末

ごみ収集 12月30日(火)まで、指定曜日の区域を収集します。

ごみの持ち込み 12月30日(火)まで、受け入れます。  
(8:30~17:00)

し尿くみ取り 12月26日(金)まで、くみ取りします。

◇年始

ごみ収集 平成27年1月5日(月)から、指定曜日の区域を収集します。

ごみの持ち込み 平成27年1月5日(月)から、受け入れます。  
(8:30~17:00)

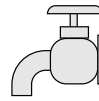
し尿くみ取り 平成27年1月5日(月)から、くみ取りします。

※休業期間中は、ごみステーションにごみを出さないよう、ご協力をお願いいたします。

ごみは、必ず収集当日の朝8:00までにし出してください。

◎問合せ先

・ごみについて 清掃センター ☎82-3424  
・し尿くみ取りについて クリーンセンター ☎82-6739



## 壬生町水道水の 放射性物質測定結果



採取場所：北部配水場 採取日：12月10日

|                | 放射性ヨウ素   |  | 放射性セシウム  |          |
|----------------|----------|--|----------|----------|
|                | I-131    |  | Cs-134   | Cs-137   |
| 検出値            | 検出されず    |  | 検出されず    | 検出されず    |
| 検出限界値          | 0.7Bq/kg |  | 0.7Bq/kg | 1.0Bq/kg |
| 飲食物摂取制限に関する指標値 |          |  | 10Bq/kg  |          |

※食品衛生法に基づく基準値（平成24年4月1日）

以上のとおり、水道水から放射性物質は検出されませんでした。

なお、県内の他市町の検査結果については、栃木県のホームページにて公表されています。

## 年末年始の町役場業務等と 施設休業のお知らせ

壬生町役場、稲葉・南犬飼出張所は閉庁（お休み）となりますのでご不便をおかけしますが、よろしくお願いします。

○期 間 12月27日(土)~平成27年1月4日(日)

※上記期間中でも、死亡届、出生届、婚姻届などの戸籍届書は以下の施設でお預かりいたします。（届書の内容によっては、平日再度、ご来庁いただく場合がございますので、ご了承願います）

○時 間 8:30~17:15 壬生町役場本庁

☎81-1825（壬生町通町12番22号）

その他の時間帯は石橋地区消防組合壬生分署でお預かりいたします。

（死亡届等お預かりできない届書もございます）

※自動交付機（住民票・印鑑証明証）はご利用いただけます。

なお、ご利用には暗証番号の登録がされている「印鑑登録証カード」が必要です。

○使用可能時間 8:30~17:15 壬生町役場本庁

※その他主な施設の休業（お問合せは各施設へ）

①町立保育園・児童館・嘉陽が丘ふれあい広場

休業期間 12月28日(日)~平成27年1月4日(日)

②総合運動場全施設、北部運動場、南部運動場、図書館、生涯学習館・ふれあい交流館

休業期間 12月28日(日)~平成27年1月5日(月)

③壬生中央公民館、南犬飼地区公民館、稲葉地区公民館、歴史民俗資料館

休業期間 12月28日(日)~

平成27年1月6日(火)午前中まで

④町民活動支援センター

休業期間 12月29日(月)~平成27年1月3日(土)



## 図書館からのお知らせ

### ○移動図書館（BM） 1月の日程

|        |                            |             |
|--------|----------------------------|-------------|
| 9日(金)  | 稲葉小学校                      | 13:00~14:00 |
| 13日(火) | 児童館                        | 11:00~12:00 |
| 14日(水) | 安塚小学校                      | 13:00~16:00 |
| 15日(木) | 睦小学校                       |             |
| 20日(火) | 藤井小学校                      | 13:00~14:00 |
| 21日(水) | 壬生北小学校                     |             |
| 22日(木) | 羽生田小学校                     |             |
| 23日(金) | おもちゃのまち<br>(なかた洋品<br>店駐車場) | 14:00~16:00 |
| 28日(水) | 壬生東小学校                     | 13:00~16:00 |

※なお、天候や行事の都合により上記日程、時間が変更になることがありますので、ご了承ください。

### ○おはなしひろば 1月の日程

図書館では、毎週土曜日、ボランティアによる子ども向けのよみきかせ「おはなしひろば」を開催しております。

- ・日 時 10日・17日・24日(土) 14:00~14:45
- ・会 場 図書館2階 児童室

◎問合せ先 壬生町立図書館 ☎82-8543



## とちぎ海浜自然の家 「水族館バックヤードツアー」 参加者募集

◆期 日 平成27年2月28日(土)~3月1日(日)  
(1泊2日)

◆内 容 全体活動：アクアワールド大洗水族館バックヤードツアー ほか  
選択活動：忍者修行遊び、塩づくり&つぼ焼きいも ほか

◆参加対象 栃木県民一般 約150名(定員を超える場合は抽選)

◆参加費 大人……………6,400円  
高校生……………5,000円  
中学生……………3,500円  
小学生……………3,300円  
3歳以上学齢前……2,000円  
3歳未満……………300円

◆申込方法 はがき・電話・FAXで直接施設へ申し込んでください。

※記入事項 事業名(水族館バックヤードツアー)・郵便番号・住所・電話番号・代表者および全参加希望者の氏名・年齢(学年)

◆締 切 り 平成27年2月2日(月)

◎申込み・問合せ先 とちぎ海浜自然の家(担当 吉田・出口)  
〒311-1412 茨城県鉾田市玉田336-2  
☎0291-37-4004 FAX: 0291-37-4008  
ホームページ: <http://homepage3.nifty.com/tochigikaihin/>

## 児童館からのお知らせ

### ☆節分会

○日 時 1月31日(土)

9:30~11:30

○受付時間 小学生 9:10~9:30

幼 児 10:10~10:30

○参加対象 1歳児~小学生 100名

○参 加 費 100円

○申込受付 1月5日(月)~1月24日(土)

参加費を添えて児童館までご来館下さい。

キャンセルの返金は1月24日(土)までになります。



### ☆小学生教室『スポーツチャンバラ』

○日 時 2月7日(土)

10:00~12:00

○定員・費用 20名・無料

○申 込 み 1月7日(水)~受付開始

◎申込み・問合せ先 壬生町児童館 ☎82-7388



## 栃木県立博物館

平成27年  
1月の行事

### ◆テーマ展

○おじいさんやおばあさんの子どものころの暮らし

《期 間》3月8日(日)まで

昭和初期から中期における衣・食・住の生活用具とおもちゃを中心に、紹介します。

【関連行事】おじいさんやおばあさんの民話語り

《期 間》3月7日(土)までの毎週土曜日 14:30~15:00

○私たちの生活と鉱物

《期 間》1月25日(日)まで

鉱物が私たちの生活にどのように関わっているのか、実物・実例を展示して紹介します

○関東地区博物館協会共同企画展 栃木の手仕事Ⅵー竹ー

《期 間》1月10日(土)~3月8日(日)

箆や籠などの竹を素材とした伝統工芸品を紹介します。

○近代の教育

《期 間》1月10日(土)~2月15日(日)

教科書などから明治・大正・昭和初期の学校教育について紹介します。

○下野の仏像と仏画

《期 間》1月10日(土)~2月15日(日)

当館の調査で発見された仏像など、県内仏教美術の優品を特集展示します。

○サイエンスカフェ「昭和を語る・暮らし」

昭和の衣食住について、学芸員と語り合います。

《日 時》1月22日(木) 10:00~11:30

《会 場》博物館レストラン 定員20名※要電話予約

◎問合せ先 栃木県立博物館 ☎028-634-1311,1312

ホームページアドレス

<http://www.muse.pref.tochigi.lg.jp/>

### 【お詫びと訂正】

広報みぶおしらせ版12月8日号12頁に掲載しました「壬生町子ども・子育て支援事業計画(案)」に対してご意見をお聞かせくださいについて訂正があります。2. 計画素案の公表方法が「(注1) ③以外につきましては」となっておりますが、正しくは「(注1) ②以外につきましては」です。お詫びして訂正いたします。

## 人権相談・行政相談

### 毎月第3木曜日開催定期相談

#### 「人権相談」

家庭生活や社会生活を営むうえで、自分の力では解決できない人権問題がございましたらお気軽にご相談ください。

相談員は人権擁護委員です。

#### 「行政相談」

国や国の関係行政機関が行う仕事に関する意見等がございましたら、お気軽に定期相談をご利用ください。

相談は定期的に開設しているほか、自宅でも随時受付しております。本町の行政相談員は次の方々です。

- ・相田喜久夫 氏 ☎82-0603
- ・糸川 元一 氏 ☎86-3869

#### 1月定期相談日

1月15日(木) 保健福祉センター 13:30~16:00

予約の必要はありませんが、お待たせしないために事前予約をお勧めいたします。(相談無料・秘密厳守)

◎問合せ先 人権相談…町民生部生活環境課 ☎81-1826  
行政相談…町総務部総合政策課 ☎81-1814

また、宇都宮地方方法務局栃木支局において、毎週水・木曜日(祝休日を除く)9:30~15:30、人権擁護委員による常設相談が開設されています。(☎0570-003-110)

## 第30回 壬生町バスケットボール大会 参加チーム募集



- ◇主 催 壬生町体育協会バスケットボール部
- ◇日 時 平成27年2月15日(日)・22日(日)  
試合開始 9:00  
※1・2試合目のチームは8:30集合
- ◇会 場 2月15日…壬生中学校新体育館及び旧体育館  
2月22日…南犬飼中学校新体育館
- ◇種 目 男子の部・男子シニアの部(40歳以上)  
女子の部
- ◇参加資格 ・ユニフォームのあるチームで、高校生以上の方  
・審判及びオフィシャルができること
- ◇参加費 1チーム3,000円
- ◎申込期間・方法 平成27年1月7日(水)~1月31日(土)  
(受付時間8:30~17:15)(期限厳守)  
参加申込書に参加料を添え、町スポーツ振興課(総合運動場体育館内)までお申込みください。  
※申込書は、スポーツ振興課で配布するほか、町HPからもダウンロードできます。
- ◇注意事項 平成27年2月8日(日)10:00から、総合運動場管理棟2階会議室で代表者会議・抽選会を行いますので、必ず出席してください。

## 刃物研ぎのお知らせ

長い経験とキャリアの持ち主、元大工さんなどが技と心で研ぎます。

1月13日(火) 役場本庁西側車庫

1月20日(火) 南犬飼出張所自転車置場

◆時 間 9:00~13:00

◆料 金 鎌(小)100円・草刈鎌、葉切り包丁 250円  
出刃 350円・刈込みハサミ、ナタ 450円  
※刃こぼれ、サビ落としは、割り増し100円

◎問合せ先 (公社)シルバー人材センター

☎82-4682 FAX82-4687

## 入札参加資格審査申請の受付

平成27・28年度に壬生町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品・役務等の入札への参加を希望する方の資格申請受付を次のとおり行います。

#### 1 申請受付期間

《建設工事》

◇平成27年1月7日(水)~1月20日(火)

《測量・建設コンサルタント等》

◇平成27年1月21日(水)~2月3日(火)

《物品・役務等》

◇平成27年2月4日(水)~2月17日(火)

※上記の期間以外での受付は一切行いませんのでご注意ください。

#### 2 受付方法

◇町内業者・・・持参または郵送

・受付時間は9:00~11:30、13:00~16:00  
(土日祝日を除く)

◇町外業者・・・郵送

・申請書封筒に「競争入札参加資格審査申請書」と明記してください。

#### 3 申請用紙等の入手方法

①ホームページからダウンロードする。

②来庁して入手する。(総務課管財係で配付)

③郵送にて入手する。

・返信用封筒(A4版の書類の入る大きさの封筒(角2)に205円切手を貼り、返送希望先の住所、名称等を記入)を「問合せ・申請先」まで送付してください。到着次第、返送します。

#### 4 資格の有効期間

◇平成27年4月1日~平成29年3月31日

#### 5 問合せ・申請先

◇町総務部 総務課 管財係(本庁舎2F)

〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号

☎81-1809 FAX 81-8262

HPアドレス <http://www.town.mibu.tochigi.jp>

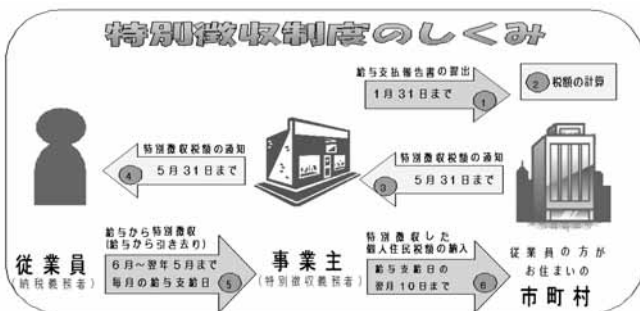


## 平成27年度より個人住民税 (町民税・県民税)の 特別徴収義務者の一斉指定を行います

平成27年度より、栃木県内全市町では、法令順守と従業員の利便性向上のために、県内一斉の取組として特別徴収(給与から天引き)を行う義務のある事業主の方を特別徴収義務者に指定し、特別徴収を行っていただくこととなりました。

●個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、納税義務者である従業員の方に代わって、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入していただく制度です。

●今まで、お勤めの事業所から支払われる給与から個人住民税が特別徴収(給与から天引き)されておらず、金融機関等で納付していた従業員の方は、納付の方法が「特別徴収(給与から天引き)」に変わります。



### 個人住民税の特別徴収Q & A

Q1 パートやアルバイトも特別徴収の対象ですか？

A1 原則として、パートやアルバイトの方、役員の方、全ての従業員の方が特別徴収の対象となります。ただし、給与の支給額が少なく、個人住民税を引ききれない場合や給与の支払が不定期な場合等、特別徴収できない方については除きます。

Q2 特別徴収を行うと、何かメリットがあるのでしょうか？

A2 この制度は、納税義務者である従業員の方にとって、たいへん便利な制度です。

- 従業員の方が、納税のために金融機関等に出向く必要がありません。
- 毎月の給与から天引きされるため、個人住民税の納め忘れがありません。
- 普通徴収(個人で納付)の場合は、年税額を年4回に分けて納付していただきますが、特別徴収は年12回に分けて納付できるので、1回あたりの負担が少なくて済みます。

◎問合せ先 町総務部税務課町民税係 ☎81-1817



## パブリックコメントの実施事前予告

○件名・内容

障害者総合支援法に基づき「第4期壬生町障がい福祉計画」を策定いたします。

○閲覧・募集期間 平成27年1月15日(木)～2月16日(月)

○問合せ先 町民生部健康福祉課社会福祉係

☎81-1883

## 小型特殊自動車・ 農耕作業用自動車の 登録はお済みですか？



小型特殊自動車の基準に該当するフォークリフトや農耕作業用自動車は、標識番号(ナンバープレート)の交付を受ける必要があります。軽自動車税の申告が必要です。

まだ申告をされていない方は、お早めに役場住民課、稲葉・南犬飼出張所にて登録手続きをしていただきますようお願いいたします。

□ 小型特殊自動車に該当する車両

＜農耕作業用自動車＞(平成27年度より年額2,400円)

農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車

(コンバイン)及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車

＜農耕作業用自動車以外のもの＞(平成27年度より年額5,900円)

フォークリフト、ショベル・ローダ等

□ 登録に必要なもの

- ・印鑑
- ・その車両を購入した、または譲り受けたことを証明するもの
- ・その車両の種類や車台番号がわかるもの

ご不明な点がございましたら、町税務課までご連絡ください。

◎問合せ先 町総務部税務課諸税係 ☎81-1879・1819

## 平成27年度の集団健診の お申込み方法について



平成27年度の集団健診のお申し込みは、直接お電話での申し込みまたはファックスでのお申込みとなります。

お申し込みの案内は、平成27年1月23日号のお知らせ版に添付、町ホームページへの掲載、町役場・各出張所・施設に設置いたしますので、ご確認ください。また、申込みの案内にファックス送信用紙が添付されております。

○申込み期間 平成27年2月10日(火)～2月20日(金)【土日祝含む】8:30～17:00【時間厳守】

○申込み内容 ①生年月日 ②お名前 ③平成28年3月31日時点の年齢 ④電話番号 ⑤集団健診または個別健診どちらの希望か(集団健診の場合は希望の日) ⑥希望の健診項目 ⑦保険の種類(国民健康保険かそれ以外か) ⑧結核検診希望の有無

◎申込み・問合せ先 町民生部健康福祉課健康増進係 ☎81-1885  
※同世帯のご家族の方の分も一緒にお申し込みください。

## 「経営よろず相談会(1日よろず支援拠点)」 開催のお知らせ



「よろず支援拠点」では、経営よろず相談会を県内7か所において以下の日程で開催します。日頃の経営上の悩みごと、創業相談など、お気軽にご相談ください。相談に費用は一切かかりません。お住まいの場所にかかわらず、ご都合のよい日時でご相談いただけます。

※「よろず支援拠点」は、国が全国都道府県に設置した中小・小規模事業者のための経営相談所です。

※原則事前にご連絡の上、ご予約をお願いします。

○対応者 よろず支援拠点の専門家（中小企業診断士、ITコーディネータ等）

○内容 経営上の悩みごとや課題、創業相談など

○その他 費用無料、秘密厳守、予約者優先（飛び込み可）、相談時間は1時間程度（目安）

### ○開催日程

|          | 日 時                             | 会 場                                      |
|----------|---------------------------------|------------------------------------------|
| 塩谷・南那須地区 | 平成27年<br>1月21日(水)<br>9:00~17:00 | さくら市役所喜連川支所2階1・2会議室（さくら市喜連川4420-1）       |
| 栃木・小山地区  | 平成27年<br>1月27日(火)<br>9:00~16:00 | 小山市小山城南市民交流センター（ゆめまち）研修室1・2（小山市城南4-1-12） |
| 鹿沼・日光地区  | 平成27年<br>2月9日(月)<br>9:00~17:00  | 日光市役所第4庁舎2階第2会議室（日光市今市本町1）               |
| 芳賀地区     | 平成27年<br>2月18日(水)<br>9:00~17:00 | 真岡市公民館本館2階第3・4会議室（真岡市荒町1201）             |
| 両毛地区     | 平成27年<br>2月24日(火)<br>9:00~17:00 | 佐野市勤労者会館2階会議室（佐野市浅沼町796）                 |
| 宇都宮地区    | 平成27年<br>3月11日(水)<br>9:00~17:00 | 栃木県庁本館6階大会議室1（宇都宮市塙田1-1-20）              |

◎問合せ先 栃木県よろず支援拠点（（公財）栃木県産業振興センター内） ☎028-670-2618

## 親子で遊ぼう『どこどこどんどん』

○講 師 栃木県子ども総合科学館職員

○内 容 かんたん工作と音を楽しむ  
親子で遊びましょう。



○日 時 平成27年1月30日(金)

10:30~11:30 \*受付10:15まで

○場 所 保健福祉センター母子室

○参 加 者 会員及び子育て中の親子

◎問合せ先 壬生町ファミリー・サポート・センター

☎82-3309

## おもちゃ博物館NEWS

### 「お正月特別開館」

○日 時 平成27年1月3日(土)・4日(日) 10:30~15:30

○内 容 【3・4日両日開催】

① 和風の展示

② 手作り羽子板

（1枚600円【羽根付き】・先着150枚）

※親子で楽しくオリジナル羽子板をつくろう！



【4日のみ開催】

手作り風教室 1枚600円・先着15名

※数量限定のため、1家族1枚とさせていただきます。



手作り羽子板【3・4日両日】 手作り風教室【4日】

◎平成27年1月 毎週末の催し◎

おもちゃ博物館への入館者対象の催しです

☆第2日曜日(11日)「おりがみしよう♪」（9:30~16:00）

☆第3日曜日(18日)「おもちゃ病院」（受付13:00~15:00）

おもちゃの修理をします。（お1人様1点）

※毎月第3日曜日は「家庭の日」として、中学生以下のお子さまは入館無料です！

☆第4日曜日(25日)「ぬりえをぬろう♪」（9:30~16:00）

○年末年始の休館日のお知らせ

12月28日(日)~平成27年1月2日(金)

○1月休館日のお知らせ

平成27年1月5日(月)・13日(火)・19日(月)・26日(月)

◎問合せ先 壬生町おもちゃ博物館 ☎86-7111

HPアドレス <http://www.mibutoymuseum.com/>

## 第56回 栃木県都市町対抗駅伝競走大会に伴う

### 総合運動場及び中央公民館の 使用制限について

「第56回栃木県都市町対抗駅伝競走大会」が下記のとおり開催されます。大会開催にともない、施設利用に関しご迷惑をおかけしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

◆開催日 平成27年1月25日(日)雨天決行

◆中継所

壬生町内の往路・復路中継所は、壬生町総合運動場前・壬生西高野歩道橋（同交差点より北へ80mの地点）となります。

大会支援施設となる総合運動場・中央公民館では、施設・駐車場等の一部利用を制限する場合がありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

◆使用制限 当日は、スポーツ振興課窓口受付業務及び総合運動場施設貸出を休止いたします。

◎問合せ先 町スポーツ振興課 ☎82-2345

【町総合運動場体育館内：第一月曜日休館】

## 必ずチェック 最低賃金 使用者も、労働者も

【地域別最低賃金】 特定（産業別）最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。

| 最低賃金の件名 | 時間額  | 効力発生日      |
|---------|------|------------|
| 栃木県最低賃金 | 733円 | 平成26年10月1日 |

【特定（産業別）最低賃金】 18歳未満又は65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

| 最低賃金の件名                                                                       | 時間額  | 効力発生日       |
|-------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|
| 塗料製造業                                                                         | 875円 | 平成26年12月31日 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業                                                    | 821円 |             |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業                                             | 822円 |             |
| 自動車・同附属品製造業                                                                   | 825円 |             |
| 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業 | 821円 |             |
| 各種商品小売業                                                                       | 786円 |             |

◎問合せ先 栃木労働局労働基準部賃金室

☎028-634-9109

又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



## ゆうがおスポーツクラブ スキー教室参加者募集



ゆうがおスポーツクラブでは体育協会スキー部の協力を得て、スキー教室を開催いたします。初心者から上級者までクラス別に講習会を予定しています。

幼児ゲレンデでそり遊びもできますが、小学生以下の方は保護者・責任者同伴を原則といたします。スノーボードの教室指導はありません。

○期 日 平成27年2月22日(日)

○会場 福島県会津高原だいくらスキー場

○行程 5:00集合（町体育館） 5:30出発、18:00着予定

○募集期間 平成27年1月30日(金)～2月10日(火)

ゆうがおスポーツクラブ会員先行受付

平成27年1月26日(月)～

○参加費 会員3,000円 非会員4,500円（バス代保険料）

○募集定員 39名 ＊定員になり次第締め切り。

（定員に満たない場合には、中止になる場合があります。）

○諸費用（個人負担）

①リフト券（1日券） 中学生以上 2,000円

小学生 1,500円

②レンタル（一律） スキーセット 1,500円

スキーセット（小学生）

1,000円

スノーボード 1,500円

ウェア（一律） 2,000円

＊ゴーグル・手袋・帽子

各200円

③昼食（座席確保） トン汁付 一律 650円

◎申込・問合せ先 ゆうがおスポーツクラブ事務局

☎51-6022（月～土曜日 9:00～17:00）

参加費と希望する諸費用を準備して、お申し込みください。上記時間内にご持参できない方はお手数でも電話にてお問合せください。

## とちぎ障害者合同就職面接会 （県南会場）開催のお知らせ



県南地区のハローワーク（栃木・佐野・足利・小山）合同で、障害のある方を対象にした合同面接会「とちぎ障害者合同就職面接会」を開催します。

○日 時 平成27年2月20日(金) 13:00～16:00

（受付時間 12:30～14:30）

○場 所 小山グランドホテル 飛天の間（2階）

（小山市神鳥谷202 ☎0285-24-5111）

○対象者 県南地区での就職を希望する障害のある方

◎問合せ先 ハローワーク栃木 障害者担当

☎22-4135 FAX23-4285

## 《壬生論語古義塾》塾生の募集

毎週土曜日、歴史民俗資料館研修室において、“論語”の素読を行っています。どなたでも気軽に参加できます。お問い合わせください。（☎82-8544）



## 介護予防サポーター養成講座 【初級】受講生募集

～明日の私のために、そして誰かのために～

- 講 師 栃木県レクリエーション協会  
常任理事 市川敦子氏
- 日 時 平成27年 1月16日(金)・23日(金)、30日(金)、  
2月6日(金)・27日(金)、3月6日(金)  
(13:30～15:30) 全6回  
※上記日程とは別に2月7日(土)から26日(木)の  
間のいずれか1日、町内各サロンでの実習  
を予定しております。
- 内 容 高齢者との関わり方の講義、高齢者向け体操  
の実技、等々
- 対 象 者 介護予防運動に関心があり、受講後、高齢者  
サロン事業等の協力者(サポーター)として  
活動して頂ける方(なお、当講座の受講経験  
のない方から優先的に受付をさせていただきます。)
- 実施場所 壬生町保健福祉センター
- 定 員 30名
- 参 加 費 無料
- 問合せ・申込先 壬生町社会福祉協議会 ☎82-7899



## 「とちぎ就職支援合同面接会」 を開催します

栃木県、栃木労働局及び宇都宮市では、栃木県内で就職を希望している方を対象に「とちぎ就職支援合同面接会」を開催します。参加を希望する方は、予約の必要はありませんので、履歴書を複数ご持参の上、当日直接会場にお越しください。また、事前にハローワークでの求職登録をお願いします。なお、参加企業は1月下旬に、ホームページでお知らせします。

- ホームページ <http://www.tochigi-work2.net/>
- 日時・場所 平成27年 2月16日(月) 13:00～16:00  
2月17日(火) 13:00～16:00  
栃木県庁東館4階講堂(宇都宮市塙田1-1-20)
- 参加企業 1日20社 計40社(予定)
- 対 象 者 栃木県内で就職を希望される方  
2月16日(月)…平成27年3月大学・短大・高専・専修学校等卒業予定者及び卒業後3年以内の未就職者  
2月17日(火)…一般求職者
- 問 合 せ 先 県産業労働観光部労働政策課雇用対策担当  
☎028-623-3224

## 「栃木県立栃木特別支援学校見学会」 開催のお知らせ

～障害のある方の採用を考えている事業主様へ～

知的障害者の働くための学習や作業実習などの取組を見学していただき障害の理解を深め雇用の検討をしていただきたく、学校見学会を開催します。

- 日 時 平成27年 1月27日(火) 10:00～12:00
- 場 所 栃木県立栃木特別支援学校  
(栃木市皆川城内町)
- 公開方法 学校教諭の引率・説明及び見学後質疑応答
- 申込期限 平成27年 1月20日(火)までに電話でお申込みください。
- 申込み問合せ先 ハローワーク栃木 障害者担当  
☎22-4135 FAX23-4285

## 壬生町学校給食食材放射性物質検査

### ●●● 検査結果(9.10.11月分) ●●●

| 検査日 9月3日 |      |     | 結果 (Bq/kg)   |              |              |
|----------|------|-----|--------------|--------------|--------------|
| 施設名      | 食材名  | 産地  | ヨウ素<br>131   | セシウム<br>137  | セシウム<br>134  |
| 睦小学校     | きゅうり | 青森県 | 不検出<br>(6.9) | 不検出<br>(5.7) | 不検出<br>(6.6) |

| 検査日 10月1日 |     |     | 結果 (Bq/kg)   |              |              |
|-----------|-----|-----|--------------|--------------|--------------|
| 施設名       | 食材名 | 産地  | ヨウ素<br>131   | セシウム<br>137  | セシウム<br>134  |
| 稲葉小学校     | ね ぎ | 壬生町 | 不検出<br>(8.8) | 不検出<br>(7.0) | 不検出<br>(8.1) |

| 検査日 10月29日 |     |     | 結果 (Bq/kg)   |              |              |
|------------|-----|-----|--------------|--------------|--------------|
| 施設名        | 食材名 | 産地  | ヨウ素<br>131   | セシウム<br>137  | セシウム<br>134  |
| 羽生田小学校     | 大 根 | 千葉県 | 不検出<br>(7.8) | 不検出<br>(6.3) | 不検出<br>(7.4) |

| 検査日 11月26日 |     |     | 結果 (Bq/kg)   |              |              |
|------------|-----|-----|--------------|--------------|--------------|
| 施設名        | 食材名 | 産地  | ヨウ素<br>131   | セシウム<br>137  | セシウム<br>134  |
| 壬生北小学校     | 大 根 | 千葉県 | 不検出<br>(6.9) | 不検出<br>(5.5) | 不検出<br>(6.5) |

町教育委員会事務局 学校教育課  
( ) 内の数字が検出下限値(セシウムが存在しているかわかる最低濃度)です。

◆測定器 NaIシンチレーションスペクトロメータ  
(簡易検査)

◆検査場所 下都賀教育事務所

# 納税だより

早めの  
準備を

## 所得税及び復興特別所得税の確定申告とは…

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)



## 確定申告が **必要** な方

次の①から③のいずれかに当てはまる方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

### ①給与所得がある方

大部分の方は、年末調整により所得税が精算されるため、申告は不要です。

次の計算において残額があり、さらに（１）から（６）のいずれかに該当する

各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- （１）給与の収入金額が2,000万円を超える
- （２）給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える
- （３）給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える  
※給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- （４）同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
- （５）給与について、災害減免法により所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- （６）在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている

### ②公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある

※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下である場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。  
※公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方は、①又は③を参照してください。

### ③①～②以外の方

次の計算において残額がある

各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額を差し引きます。

※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

※退職所得は、一般的に、退職金の支払いの際に支払者が所得税及び復興特別所得税を徴収する源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税は済まされます。



## 確定申告をすれば 税金が戻る方

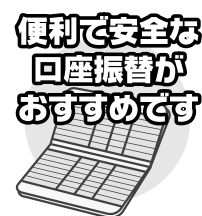
次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告により税金が還付されます。

なお、給与所得者や、公的年金等に係る雑所得がある方（年金所得者）で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得（退職所得を除く）も申告が必要です。

|                          |                                                                  |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------|
| ①総合課税の配当所得や<br>原稿料などがある方 | 年間の所得が一定額以下である場合<br>※一定額は、あなたの所得金額や源泉徴収された税金などにより異なります。          |
| ②給与所得者                   | 雑損控除や医療費控除、寄附金控除、（特定増改築等）住宅借入金特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）などを受けられる場合 |
| ③公的年金等に係る雑所得<br>のみの方     | 医療費控除や社会保険料控除を受けられる場合                                            |
| ④年途中で退職した後<br>就職しなかった方   | 給与所得について年末調整を受けていない場合                                            |

### （１）納税について

確定申告による所得税及び復興特別所得税の納付期限は、３月１６日（月です）。申告書提出後に納付書等の送付によるお知らせはありませんので、ご注意ください。納付には、便利で安全な振替納税を是非ご利用ください。



#### ●振替納税をご利用の方

振替日は４月２０日（月です）。２～３日前には口座の残高をお確かめください。

新たに振替納税をご利用される方は、３月１６日（月までに、「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

ご自分で直接、現金納付又は電子納税（ダイレクト納付を含む）されると二重納付となりますので、ご注意ください。

#### ●現金納付される方

納税の期限は３月１６日（月です）。

納付書を税務署又は所轄の税務署管内の金融機関の窓口で入手して、納付してください。

#### ●電子納税（ダイレクト納付を含む）される方

納税の期限は３月１６日（月です）。

新たに電子納税をご利用される方は、事前準備が必要となりますので、e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）でご確認ください。

なお、ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、１か月程度かかります。

色々な  
納税方法が  
あります



### （２）還付金の受取方法について

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預貯金の種別及び口座番号を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金口座はご本人名義のものに限ります。

問合わせ先

栃木税務署 ☎0282-22-0885

※自動音声案内が流れますので、ご用件に応じて番号をお選びください

# 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い

## 平成27年度から 軽自動車税が 改正になります



原動機付自転車・2輪の軽自動車・2輪の小型自動車・  
農耕作業用自動車等の場合

| 車種区分                      |                | 現行税率   | 改正後の税率<br>(H27/4/1～) |
|---------------------------|----------------|--------|----------------------|
| 原動機付自転車                   | 排気量が50cc以下のもの  | 1,000円 | 2,000円               |
|                           | 排気量が90cc以下のもの  | 1,200円 | 2,000円               |
|                           | 排気量が125cc以下のもの | 1,600円 | 2,400円               |
|                           | ミニカー           | 2,500円 | 3,700円               |
| 2輪の軽自動車（排気量が250cc以下のもの）   |                | 2,400円 | 3,600円               |
| 2輪の小型自動車（排気量が250ccを超えるもの） |                | 4,000円 | 6,000円               |
| ボート・トレーラー                 |                | 2,400円 | 3,600円               |
| 農耕作業用自動車（トラクター・コンバイン等）    |                | 1,600円 | 2,400円               |
| その他（フォークリフト等）             |                | 4,700円 | 5,900円               |

## 3輪以上の軽自動車の場合

| 車種区分 |     |    | 現行税率   | 新税率（※1）<br>(新規登録日が<br>H27/4/1～) | 重課税率（※2）<br>(H28/4/1～) |
|------|-----|----|--------|---------------------------------|------------------------|
| 3 輪  |     |    | 3,100円 | 3,900円                          | 4,600円                 |
| 4 輪  | 自家用 | 乗用 | 7,200円 | 10,800円                         | 12,900円                |
|      |     | 貨物 | 4,000円 | 5,000円                          | 6,000円                 |
|      | 営業用 | 乗用 | 5,500円 | 6,900円                          | 8,200円                 |
|      |     | 貨物 | 3,000円 | 3,800円                          | 4,500円                 |

※1 新税率は平成27年4月1日以降に新規登録された車両に対して課される税率になります。軽自動車税は4月1日に所有している軽自動車に対する課税となりますので、4月1日に新規登録された車両は平成27年度から、4月2日以降に新規登録された車両は平成28年度からの課税対象になります。

※2 重課税率はグリーン化をすすめる観点から、3輪以上の軽自動車に対して新規登録から13年を経過した年度の翌年度から課される税率です。

新規登録年度については、車検証の「初度検査年月」欄に記載されています。

※3 経過措置として平成27年3月31日までに新規登録された車両は新規登録後13年を経過するまでは現行税率のままです。



要確認！

## 廃車手続きはお済みですか？

原動機付自転車や軽自動車等に対する軽自動車税は、4月1日現在で車両を所有（登録）している方に、年税額課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをされても年税額納付していただくことになります。

『車両を破棄処分した』、業者に引き取ってもらっただけでは登録されたままになっていることがあります。必ず廃車手続きをして下さい。手続きをされないと、車両がないのに納税通知書が送付され納税していただくことになります。

知人等に譲渡した場合も同様に名義変更が必要になります。

### 3輪以上の軽自動車の税率の例

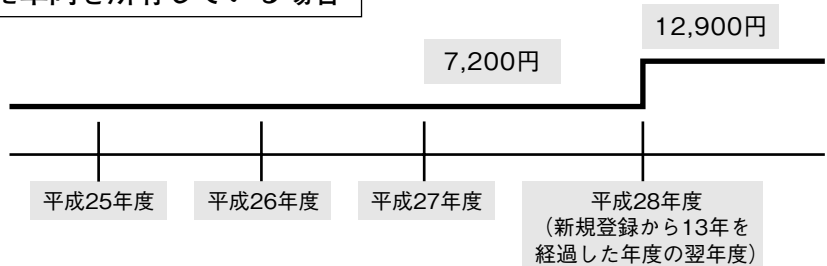
#### 4輪の自家用乗用の場合

##### 例：平成14年12月に新規登録した車両を所有している場合

平成27年度までは現行税率で7,200円です。

平成28年度以降は重課税率で12,900円です。

（平成14年12月以前に新規登録された車両についても、平成28年度以降は重課税率で12,900円です。）

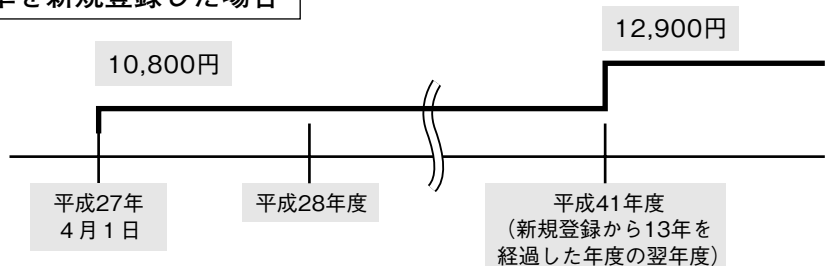


##### 例：平成27年4月1日に軽自動車を新規登録した場合

平成27年度から新税率で10,800円です。

（4月2日以降に登録した場合は28年度からの課税で10,800円です。）

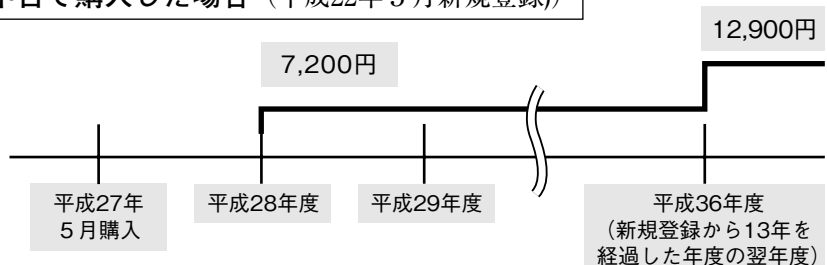
平成41年度以降は重課税率で12,900円です。



##### 例：平成27年5月に軽自動車を中古で購入した場合（平成22年5月新規登録）

平成28年度から平成35年度までは現行税率で7,200円です。

平成36年度以降は重課税率で12,900円です。



不明な点等ございましたら、下記にお問い合わせください。

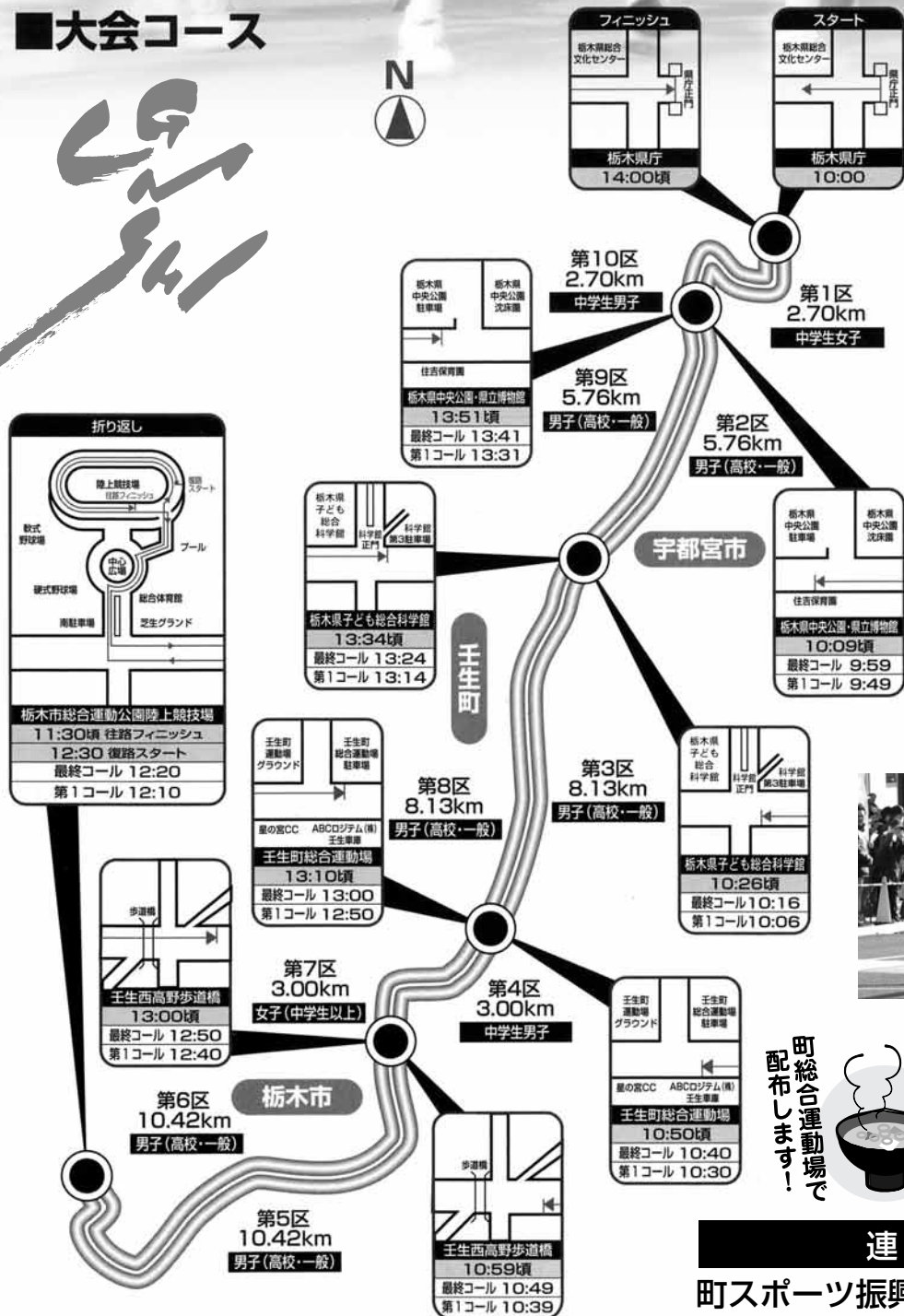
問合せ先 町税務課諸税係 ☎81-1879・1819

**第7回 栃木県小学生駅伝競走大会開催！  
壬生町の小学生チームが出場！！**

**会場：栃木市総合運動公園特設コース**

第56回 栃木県都市町対抗駅伝競走大会開催！  
壬生町駅伝チームが出場！！

## ■大会コース



平成27年1月25日(日)に開催される第56回栃木県郡市町対抗駅伝競走大会に壬生町駅伝チームが出場します。

壬生町内のコース沿道及び町総合運動場、西高野歩道橋の中継所において町民の皆様の温かいご声援をよろしく願います。

なお、町総合運動場においては、カミナリ汁・豚汁の無料配布が行われます。

また、同日栃本市総合運動公園内特設コースにて、第7回栃木県小学生駅伝競走大会が開催され、町内の各小学校より集まった5・6年生のチームが出場します。こちらもぜひ応援をよろしく願います。



町総合運動場で  
配布します！



『たん汁』の  
無料配布有！



## 連絡先

町スポーツ振興課 ☎82-2345